

居宅介護支援重要事項説明書

◀ 令和 6年 8月 1日 ▶

1・事業所の概要

(1) 事業所の概要

事業所名	ケアプランセンター好日苑
所在地	北九州市小倉南区曾根新田北3丁目2番1号
管理者名	谷元 健一
電話番号	093-474-2288
FAX番号	093-474-2277
事業所指定番号	4070500600
サービス提供地域	北九州市

＊上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

(2) 事業所の職員体制

資格		常勤	非常勤	計	業務内容
管理者 (介護支援専門員)	主任介護支援専門員	1名 (兼務)		1名	事業所の管理
	介護福祉士				
介護支援専門員	社会福祉士	1名		1名	居宅介護サービスの 計画作成
	介護福祉士	1名		1名	

(3) サービス提供の時間帯

営業日	営業時間帯
平日・土曜日・祝日	8：30 ～ 17：30

＊緊急時対応の24時間連絡体制を整えています。連絡先：093-474-2288

(但し、電話での対応となります。)

◀ 居宅支援介護とは ▶

- 利用者が、居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。
- 利用者の心身の状況や、利用者とその家族等のご希望をお伺いして、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成します。
 - 利用者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるように、利用者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
 - 必要に応じ、事業所とご利用者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。
 - ケアプランに位置づける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介及び当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることができます。

2・事業の目的と運営方針

(1) 事業の目的

介護支援専門員が要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援サービスを提供することを目的とします。

(2) 運営方針

要介護状態にある高齢者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、また、本人及び介護者の希望を十分に考慮し、居宅サービス計画書（ケアプラン）を作成します。

事業の実施にあたっては、関係行政機関、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、統合的・効果的・一体的なサービスの提供に努めるものとします。

前6か月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合及び、各サービスごとの同一事業所によって提供されたものの割合を介護サービス情報公表制度において公表いたします。

状況詳細については別紙の通りとなります。

(3) その他

事項	内容
アセスメント	在宅ケアアセスメント方式を使用しています。
従業員研修の有無	年1回以上の研修を行っています。

3・主な業務内容

- ・アセスメント（状態・ニーズ・問題）

・ケアプラン作成

・サービス担当者会議の開催

・サービスの提供、調整
- ・継続的管理、モニタリング

・要介護認定の申請代行

・当該地域におけるサービス内容等の情報提供

・介護保険施設への紹介

4・利用者負担金 【特定事業所加算Ⅲを適用後の金額】

○ 要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので、自己負担はありません。
ただし、保険料の滞納等の事由がある場合に限り、次に掲げる金額を月毎に費用負担頂く場合がございます。その場合、居宅支援事業所より「指定居宅介護支援提供証明書」の受け、各区の介護保険係窓口へご提出いただきますと、保険給付分の払い戻しを受ける事ができます。

要介護1・2	14,386円	要介護3・4・5	17,704円
--------	---------	----------	---------

○ 居宅サービス等の利用に向けて退院時等にケアマネジメント業務を行ったものの一定の要件によりサービス利用に至らなかった場合に、モニタリングやサービス担当者会議などの準備が行われ、介護保険サービスが提供されたものと同等に取り扱うことが適当と認められるケースについて、居宅介護支援の基本報酬の算定が可能となりました。
したがって、上記の通りに適当と認められる場合については基本報酬を算定します。

利用者の状態に応じて、個別に加算算定をさせていただきますが、内容は下記の通りとなります。

初回加算	新規に計画を作成する場合、要介護状態が2段階上がった場合 2ヵ月以上利用が無かった場合は、新規利用となります
通院時情報連携加算	利用者が医師から診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上でケアプランに記録した場合
入院時情報連携加算	病院に入院する利用者様に関する情報を当該病院に提供した場合 (病院への訪問、又は、その他の方法での情報提供)
退院・退所加算	退院、退所にあたり、病院等の職員と面談を行い、利用者様に関する必要な情報提供を得た上でケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合 (入院又は入所期間中につき、3回を限度)
緊急時等居宅カンファレンス加算	病院の求めにより、当該病院の医師又は看護師等と共に利用者様宅を訪問し、話し合いのもと、サービス利用調整を行った場合 (利用者様お1人につき、月2回を限度)
ターミナルケアマネジメント加算	末期の悪性腫瘍であって、在宅で死亡した場合(在宅訪問後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合も含む)

5・支援事業所の解約権

利用者様が、故意に法令違反、その他著しく逸脱する行為をなし、再三の申し入れに関わらず改善の見込みがなく、居宅介護支援の目的を達する事が困難となった時は、文書により2週間の予告期間をもってケアプラン契約を解除します。

6・利用者へのお願い

支援事業者が交付するサービス利用票、居宅サービス計画書等は、利用者の介護に関する重要な書類なので、契約書、重要事項説明書等と一緒に大切に保管してください。

医療機関に入院時に担当ケアマネジャーの氏名等を入院先医療機関に必ずお知らせ下さい。

7・個人情報の取り扱い

法人が保有する利用者等の個人情報に関し、適正かつ適切な取り扱いに努力すると共に、広く社会からの信頼を得るために、自主的なルール、及び、体制を確立し、個人情報に関連する法令、その他関係法令及び、厚生労働省のガイドラインを遵守し、個人情報を保護します。

8・相談窓口、苦情対応

★サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

当事業所 ご利用相談室	窓口担当	谷元 健一 （居宅介護支援事業所管理者）
	ご利用時間	平日 午前9時 ～ 午後5時
	ご利用方法	①電話 093-474-2288 ②e-mail：careplan@koujitsuen.jp ③面接場所 利用者宅、施設内相談室等

★公的機関においても、次の機関において、苦情申し立てができます。

小倉南区役所 保険福祉課 介護保険担当	所在地	小倉南区若園5丁目1番2号	門司区役所 保険福祉課 介護保険担当	所在地	門司区清滝1丁目1番1号
	電話番号	093-951-4127(直通)		電話番号	093-331-1894(直通)
	FAX	093-923-0520		FAX	093-321-4802
	対応時間	平日 午前8時半～午後5時		対応時間	平日 午前8時半～午後5時
小倉北区役所 保険福祉課 介護保険担当	所在地	小倉北区大手町1番1号	八幡東区役所 保険福祉課 介護保険担当	所在地	八幡東区区中央1丁目1番1号
	電話番号	093-582-3433(直通)		電話番号	093-671-6885(直通)
	FAX	093-562-1382		FAX	093-662-2781
	対応時間	平日 午前8時半～午後5時		対応時間	平日 午前8時半～午後5時
八幡西区役所 保険福祉課 介護保険担当	所在地	八幡西区黒崎3丁目15番3号			
	電話番号	093-642-1446(直通)			
	FAX	093-621-2941			
	対応時間	平日 午前8時半～午後5時			
戸畑区役所 保険福祉課 介護保険担当	所在地	戸畑区千防1丁目1番1号	若松区役所 保険福祉課 介護保険担当	所在地	若松区浜町1丁目1番1号
	電話番号	093-871-4527(直通)		電話番号	093-761-4046(直通)
	FAX	093-881-5353		FAX	093-751-2344
	対応時間	平日 午前8時半～午後5時		対応時間	平日 午前8時半～午後5時
福岡県国民健康保 険団体連合会 介護保険課 介護サービス相談担当	所在地	福岡市博多区吉塚本町13番47号	福岡県 社会福祉協議会 福岡県運営適正化 委員会事務局 (コ-パ-ア-ラサ内)	所在地	福岡県春日市原町3丁目1-7
	電話番号	092-642-7859(直通)		電話番号	092-915-3511
	FAX	092-642-7857		FAX	092-915-3512
	対応時間	平日 午前8時半～午後5時		対応時間	平日 午前8時半～午後5時

9・緊急時の対応について

支援事業者は、現に居宅介護支援（ケアマネジメント）の提供を行っている際に、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要時には速やかに主治の医師または歯科医師及びご家族等に連絡を取るなどの必要な処置を講じます。尚、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。
（損害賠償責任保険）

保険会社	東京海上日動火災保険会社
保険内容	対人賠償、対物賠償、受託物賠償

10・支援事業者の概要

名称 ・ 法人種別	社会福祉法人	春秋会（しゅんじゅうかい）
代 表 者 名	理事長	渡辺 英雄
本社所在地・連絡先	所在地	北九州市小倉南区曾根新田北3-2-1
	電話番号	093-474-2288
	FAX番号	093-474-2277

11・併設事業所

サービスの種類（介護保険指定事業所番号）		サービスを提供する地域
通所介護	(4070500493)	北九州市
訪問介護	(4070501137)	北九州市
短期入所生活介護	(4070500501)	北九州市
介護老人福祉施設	(4070500436)	限定なし

12・その他

○介護保険法の改正によって、平成18年4月1日から介護予防給付が設けられました。それにより、介護保険の認定更新時に「要支援1」「要支援2」の認定がおりた利用者の居宅サービス計画については、地域包括支援センターが作成する事になります。ただし、居宅介護支援事業所の介護支援専門員に、業務委託が可能とされています。

○「サービスご利用に際してのお願い」

1. 贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
2. 訪問の際はペットをゲージに入れる。リードにつなぐなどの配慮をお願いします。
3. 見守りカメラの設置、職員の写真や動画を撮影する場合、プライバシーを守るため、事前に職員本人の同意を受けてください。
4. ハラスメント行為などにより、健全な信頼関係を築くことができないと判断した場合は、サービスの中止や契約を解除することもあります。

「サービス利用にあたっての禁止事項について」

1. 事業者の職員に対しての暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷などの迷惑行為。
2. パワーハラスメント・セクシャルハラスメントなどのハラスメント行為。
3. 職員の写真や動画撮影、録音等を無断でSNS等に掲載すること。

令和 年 月 日

居宅介護支援の開始にあたり、利用者に対して、契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

所在地 北九州市小倉南区曾根新田北3丁目2番1号

事業所名 社会福祉法人 春秋会 ケアプランセンター好日苑
(指定番号 4070500600)

管理者 谷 元 健 一

説明者

私は、契約書及び本書面により、事業者から居宅介護支援について重要事項の説明を受けました。

＜利用者＞

住 所

氏 名 _____ (印)

代筆者 続柄 () 印

＜利用者代理人：選任した場合＞

住所

氏 名 _____ (印)